

第79期 定時株主総会 招集ご通知



開催日時

2026年2月26日(木曜日)午前10時
(受付開始:午前9時)

開催場所

大阪市中央区南船場四丁目3番2号
ゼント心斎橋ビル3階
**TKPガーデンシティPREMIUM心斎橋
「バンケット3A」**

ご来場の株主様へのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。

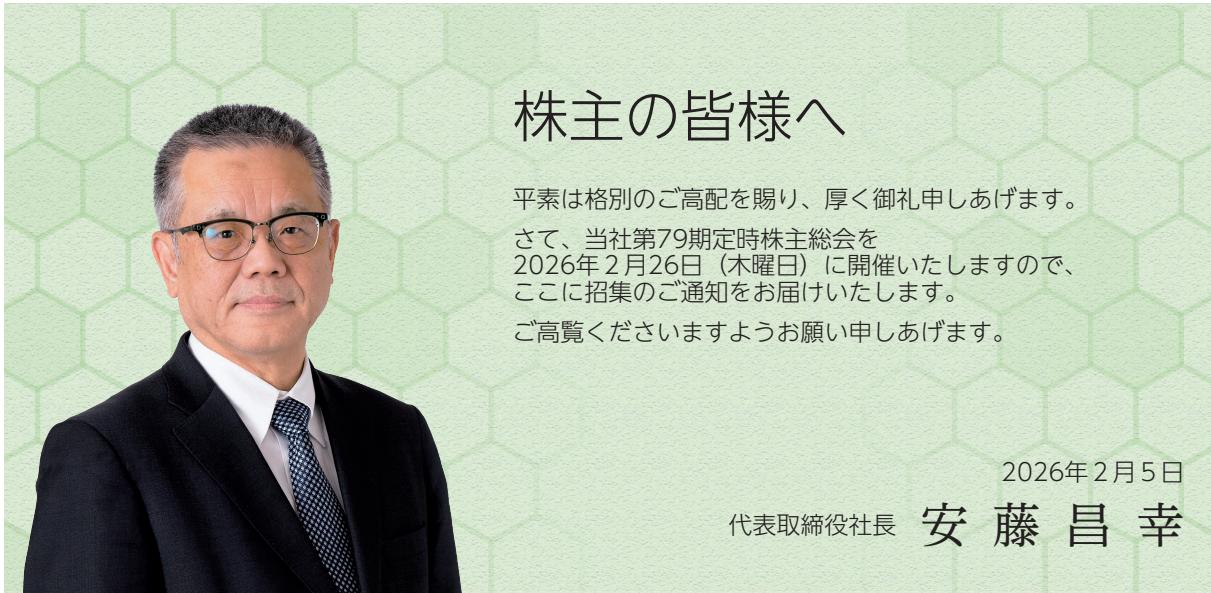
決議事項

- | | |
|-------|----------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第4号議案 | 補欠の監査等委員である取締役2名選任の件 |



大阪有機化学工業株式会社

証券コード：4187



株主の皆様へ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
さて、当社第79期定時株主総会を
2026年2月26日（木曜日）に開催いたしますので、
ここに招集のご通知をお届けいたします。
ご高覧くださいますようお願い申しあげます。

2026年2月5日

代表取締役社長 安藤昌幸

理念体系

経営理念

わたしたちは、一人ひとりの個性を大切にし、ユニークな機能を備えた材料を提供することにより、
お客様と共に社会の発展に貢献します

経営ビジョン

特殊アクリル酸エステルのリーディングカンパニーとして、グローバル市場に価値を提供する

行動指針

(一部抜粋)

- わたしたちは、約束を守り、誠実に謙虚に向き合います
- わたしたちは、お互いの良さを活かし、補い合い、チームで最大限の力を發揮します
- わたしたちは、お客様のイノベーションに繋がるユニークな機能を備えた材料を提供し続けます
- わたしたちは、安全を最優先し、無事故・無災害を目指します

キャッチフレーズ

見えないけれど、あなたのそばに

株主各位

証券コード4187
2026年2月5日
(電子提供措置の開始日 2026年2月4日)

大阪市中央区安土町一丁目8番15号
大阪有機化学工業株式会社
代表取締役社長 安藤昌幸

第79期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第79期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第79期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト https://www.ooc.co.jp/ir/material/meeting_doc/



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記の東京証券取引所ウェブサイトにアクセスして、当社名または証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席願えない場合は、インターネットまたは書面によって議決権行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討くださいまして、後記「議決権行使についてのご案内」をご参照のうえ、2026年2月25日（水曜日）午後6時までに議決権行使していただきますようお願い申しあげます。

敬具

記

1. 日 時 2026年2月26日（木曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市中央区南船場四丁目3番2号 ゼント心斎橋ビル3階
TKPガーデンシティPREMIUM心斎橋 「パンケット3A」
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照くださいますようお願い申しあげます。)

3. 会議の目的事項

- 報告事項**
1. 第79期（2024年12月1日から2025年11月30日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類
監査結果報告の件
 2. 第79期（2024年12月1日から2025年11月30日まで）
計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第4号議案 補欠の監査等委員である取締役2名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

4頁<議決権行使についてのご案内>をご参照ください。

以 上

-
- (1) 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますよう
お願い申しあげます。
 - (2) 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させて
いただきます。

議決権行使についてのご案内

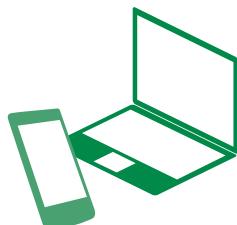
株主総会にご出席の場合



開催日時 2026年2月26日（木曜日）
午前10時

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

インターネットにてご行使いただく場合



行使期限 2026年2月25日（水曜日）
午後6時まで

議決権行使サイト <https://evote.tr.mufg.jp/>
にアクセスしていただき、
行使期限までに、各議案の賛否をご入力ください。

「インターネットによる議決権行使のご案内」は次頁をご参照ください。▶

書面にてご行使いただく場合



行使期限 2026年2月25日（水曜日）
午後6時到着分まで

各議案の賛否を同封の議決権行使書用紙にご記入のうえ、
行使期限までに到着するようにご返送ください。
議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、
賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

ログインID、パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- スマートフォンで議決権行使書用紙の右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



インターネットによる議決権行使に関するお問合せ先

※複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

郵送とインターネットにより、重複して議決権行使をされた場合は、インターネットによるものを議決権行使として取り扱われています。インターネットにより複数回にわたり議決権行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。またパソコンとスマートフォンで重複して議決権行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

※インターネットによる議決権行使は、毎日午前2時30分から午前4時30分までは取扱いを休止します。

※議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料・通信料等は株主様のご負担となりますので、ご了承ください。

※機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

ログインID・パスワードを入力する方法

議決権行使サイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- パソコンまたはスマートフォンから、上記の議決権行使サイトにアクセスしてください。



- 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



①「ログインID・仮パスワード」を入力

②「ログイン」をクリック

- 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク

0120-173-027

(通話料無料／受付時間 午前9時～午後9時)

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当金に関する事項

第79期の期末配当金につきましては、当事業年度の業績等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類

金銭といたします。

2. 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額

当社普通株式 1株につき金40円 総額813,490,840円

(注) 中間配当を含めた当事業年度年間配当は、1株につき金75円となります。

3. 剰余金の配当が効力を生ずる日

2026年2月27日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

本総会の終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（6名）が任期満了となります。

つきましては、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会における審議の結果、候補者選任および決定プロセスは適切であると判断されております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏 名		現在の当社における地位、担当	取締役会出席率 (出席回数／開催回数)
1	あん どう まさ ゆき 安藤 昌幸	(男性) 再任	代表取締役社長	100% (16回/16回)
2	ほん だ そう いち 本田 宗一	(男性) 再任	取締役 執行役員 管理本部長	100% (16回/16回)
3	お がさ はら もと み 小笠原 元見	(男性) 再任	取締役 執行役員 事業本部長兼海外事業部長	100% (16回/16回)
4	わた なべ てつ や 渡辺 哲也	(男性) 再任	取締役 執行役員 経営企画本部長	100% (16回/16回)
5	はま なか たか ゆき 濱中 孝之	(男性) 再任	社外取締役 独立役員	取締役 100% (16回/16回)
6	えの もと なお き 榎本 直樹	(男性) 再任	社外取締役 独立役員	取締役 100% (16回/16回)

候補者
番 号

1. 安藤

あん どう
まさ ゆき
昌幸

再任



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年 4月	当社入社
2013年 2月	当社技術本部研究所長
2014年 2月	当社取締役技術本部長
2016年 2月	当社取締役技術本部長兼先進技術研究所長
2017年12月	当社常務取締役技術本部長
2018年 2月	当社常務取締役執行役員技術本部長
2018年12月	当社常務取締役
	執行役員経営企画本部長兼技術本部・事業開発室管掌
2019年12月	当社取締役（技術本部・事業開発室管掌）
	専務執行役員経営企画本部長
2020年 7月	当社代表取締役社長（現任）

生年月日

1962年6月27日生

所有する当社の株式の数

19,800株

取締役候補者とした理由

安藤昌幸氏は、2014年に当社取締役に就任し、これまで営業部門および研究部門ならびに経営企画部門での経験を活かし新規事業展開の強化を図ってまいりました。これらの経験および実績を活かし、引き続き経営の意思決定と監督の遂行を期待し、取締役候補者といたしました。

役員等賠償責任保険契約の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないと、一定の免責事由があります。安藤昌幸氏は現在、当社の取締役であり、当該保険契約の被保険者に含まれます。同氏の再任が承認された場合、同氏は引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、また、当社は当該保険契約を任期中に同様の内容で更新することを予定しております。



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1990年 4月 当社入社
2015年12月 当社管理本部長
2016年 2月 当社取締役管理本部長
2016年 4月 当社取締役管理本部長兼人事担当部長
2017年12月 当社取締役管理本部長
2018年 2月 当社取締役執行役員管理本部長（現任）
2022年 2月 神港有機化学工業株式会社取締役（現任）

生年月日

1966年7月12日生

所有する当社の株式の数

14,561株

取締役候補者とした理由

本田宗一氏は、2016年に当社取締役に就任し、当社における豊富な経験を活かし管理部門の強化を図ってまいりました。これらの経験および実績を活かし、引き続き経営の意思決定と監督の遂行を期待し、取締役候補者といたしました。

役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。本田宗一氏は現在、当社の取締役であり、当該保険契約の被保険者に含まれます。同氏の再任が承認された場合、同氏は引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、また、当社は当該保険契約を任期中に同様の内容で更新することを予定しております。

候補者
番号

3. 小笠原 元見

再任



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1988年 4月	当社入社
2017年12月	当社理事役事業本部長兼化学品部長
2018年 1月	光碁（上海）化工貿易有限公司董事長（現任）
2018年 2月	当社取締役執行役員事業本部長兼化学品部長兼関係会社担当
2018年12月	当社取締役執行役員事業本部長兼関係会社担当
2021年12月	当社取締役執行役員事業本部長兼海外事業部長（現任）
2024年 7月	韓国大阪有機化学工業株式会社代表理事（現任）

生年月日

1964年2月8日生

所有する当社の株式の数

13,500株

取締役候補とした理由

小笠原元見氏は、2018年に当社取締役に就任し、これまでの営業部門における豊富な経験を活かし、営業部門の強化を図ってまいりました。これらの経験および実績を活かし、引き続き経営の意思決定と監督の遂行を期待し、取締役候補者といたしました。

役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。小笠原元見氏は現在、当社の取締役であり、当該保険契約の被保険者に含まれます。同氏の再任が承認された場合、同氏は引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、また、当社は当該保険契約を任期中に同様の内容で更新することを予定しております。



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1995年 4月	当社入社
2020年 7月	当社執行役員経営企画本部長
2022年 2月	当社取締役執行役員経営企画本部長
2023年12月	当社取締役執行役員経営企画本部長 品質保証室管掌
2025年12月	当社取締役執行役員経営企画本部長（現任）

生年月日

1970年6月3日生

所有する当社の株式の数

16,200株

取締役候補者とした理由

渡辺哲也氏は、2022年に当社取締役に就任し、当社における豊富な経験を活かし経営企画部門の強化を図ってまいりました。これらの経験および実績を活かし、引き続き経営の意思決定と監督の遂行を期待し、取締役候補者といたしました。

役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。渡辺哲也氏は現在、当社の取締役であり、当該保険契約の被保険者に含まれます。同氏の再任が承認された場合、同氏は引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、また、当社は当該保険契約を任期中に同様の内容で更新することを予定しております。

候補者
番号

5. 濱中 孝之

はま なか

たか ゆき

再任

社外

独立



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1998年4月 弁護士登録（大阪弁護士会）、昭和法律事務所（現はばたき綜合法律事務所）入所
- 2005年7月 ベルギー王立ルーヴァン・カトリック大学院法学部EU Law LL.M.取得
- 2005年7月 リンクレーターズ・ブリュッセルオフィスEU 競争法部勤務
- 2007年12月 はばたき綜合法律事務所パートナー（現任）
- 2016年2月 当社取締役（現任）

生年月日

1970年6月9日生

所有する当社の株式の数

一 株

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

濱中孝之氏は、弁護士として豊富な経験と高い見識を有しており、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、客観的・中立的な立場から、当社の経営に対する有用な意見等を期待できるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。

独立役員の届け出について

当社は濱中孝之氏を東京証券取引所に対し、独立役員として届け出しております。

当社の社外取締役に就任してからの年数

濱中孝之氏の当社における社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって10年となります。

責任限定契約について

当社は濱中孝之氏との間で、当社定款の規定に基づき、会社法第427条第1項で定める責任限定契約を締結しており、同氏が再任された場合は、その契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令の規定する額であります。

役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないと、一定の免責事由があります。濱中孝之氏は現在、当社の取締役であり、当該保険契約の被保険者に含まれます。同氏の再任が承認された場合、同氏は引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、また、当社は当該保険契約を任期中に同様の内容で更新することを予定しております。

**生年月日**

1962年10月29日生

所有する当社の株式の数

一 株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年 4月	大蔵省（現 財務省）入省
1991年 7月	関税務署長
1999年 5月	在マレーシア日本国大使館参事官
2002年 7月	大臣官房企画官（大臣官房会計課）
2003年 7月	東京国税局徴収部長
2004年 7月	経済産業省製造産業局航空機武器宇宙産業課防衛産業企画官
2006年 7月	国際局為替市場課国際收支室長
2008年 7月	理財局計画官（内閣・財務、農林水産・環境、経済産業、国土交通係担当）
2009年 7月	防衛省経理装備局会計課長
2011年 7月	大臣官房政策金融課長
2012年 9月	内閣府原子力損害賠償支援機構担当室参事官
2014年 7月	東北財務局長
2015年 6月	株式会社日本政策投資銀行取締役常務執行役員
2017年 7月	福岡国税局長
2018年 7月	大阪国税局長
2020年 8月	東京税関長
2021年11月	損害保険ジャパン株式会社 顧問
2022年 2月	当社取締役（現任）
2022年 8月	株式会社南都銀行 顧問
2023年 6月	株式会社アドバネクス 社外監査役（現任）

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

榎本直樹氏は、財務省や経済産業省などにおける業務経験に基づく豊富な経験と高い見識を有しており、客観的・中立的な立場から、当社の経営に対する有用な意見等を期待できるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。

独立役員の届け出について

当社は榎本直樹氏を東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

当社の社外取締役に就任してからの年数

榎本直樹氏の当社における社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。

責任限定契約について

当社は榎本直樹氏との間で、当社定款の規定に基づき、会社法第427条第1項で定める責任限定契約を締結しており、同氏が再任された場合は、その契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令の規定する額であります。

役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。榎本直樹氏は現在、当社の取締役であり、当該保険契約の被保険者に含まれます。同氏の再任が承認された場合、同氏は引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、また、当社は当該保険契約を任期中に同様の内容で更新することを予定しております。

（注） 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本総会の終結の時をもって、監査等委員である取締役全員（3名）が任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号 1. 永柳 宗美

再任



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年4月 当社入社
2012年2月 当社内部監査室長
2017年2月 当社常勤監査役
2024年2月 当社取締役（常勤監査等委員）（現任）

生年月日

1963年1月1日生

所有する当社の株式の数

一 株

監査等委員である取締役候補者とした理由

永柳宗美氏は、長年当社の内部管理体制構築の推進に携わってきた経験があり、当社の業務全般に精通しており、2024年2月から常勤監査等委員として、当社経営の監査・監督に重要な役割を果たしております。これらの経験および実績から今後も当社グループの企業価値向上に貢献することができるため、監査等委員である取締役候補者といたします。

役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。永柳宗美氏は現在、当社の取締役であり、当該保険契約の被保険者に含まれます。同氏の再任が承認された場合、同氏は引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、また、当社は当該保険契約を任期中に同様の内容で更新することを予定しております。



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2000年10月 朝日監査法人（現有限責任あづさ監査法人）入所
2004年5月 公認会計士登録
2005年7月 税理士登録
2005年7月 吉田公認会計士事務所（現任）
2019年2月 当社監査役
2021年5月 米国公認会計士（ワシントン州）登録
2021年6月 エスペック株式会社社外監査役
2022年6月 エスペック株式会社社外取締役（監査等委員）（現任）
2024年2月 当社取締役（監査等委員）（現任）

生年月日

1976年11月26日生

所有する当社の株式の数

一 株

監査等委員である社外取締役候補とした理由および期待される役割

吉田恭子氏は、公認会計士として培われた専門的な知識・経験等を有しており、監査等委員である社外取締役として、公正中立な立場から当社経営の監査・監督に重要な役割を果たしております。これらの知見と実績等を踏まえ、引き続き当社の経営に対する監査・監督機能強化に貢献することが期待できるため、監査等委員である社外取締役候補者といきました。同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記理由により、その職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

独立役員の届け出について

当社は吉田恭子氏を東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

当社の社外取締役に就任してからの年数

吉田恭子氏の当社における監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。

責任限定契約について

当社は吉田恭子氏との間で、当社定款の規定に基づき、会社法第427条第1項で定める責任限定契約を締結しており、同氏が再任された場合は、その契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令の規定する額であります。

役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。吉田恭子氏は現在、当社の取締役であり、当該保険契約の被保険者に含まれます。同氏の再任が承認された場合、同氏は引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、また、当社は当該保険契約を任期中に同様の内容で更新することを予定しております。



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 2000年4月 弁護士登録
2000年4月 松井隆雄法律事務所 入所
2002年6月 太平洋法律事務所 入所
2009年10月 むらた・ふたば法律事務所（現アーカス総合法律事務所）
入所・パートナー就任（現任）
2022年2月 当社監査役
2024年2月 当社取締役（監査等委員）（現任）

生年月日

1971年6月24日生

所有する当社の株式の数

一 株

監査等委員である社外取締役候補とした理由および期待される役割

高瀬朋子氏は、弁護士として培われた専門的な知識・経験等を活かし、監査等委員である社外取締役として、客観的かつ中立的な視点から当社経営の監査・監督に重要な役割を果たしております。これらの知見と実績等を踏まえ、引き続き当社の経営に対する監査・監督機能強化に貢献することが期待できるため、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。同氏は過去に社外役員となること以外の方針で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記理由により、その職務を適切に遂行していくだけるものと判断しております。

独立役員の届け出について

当社は高瀬朋子氏を東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

当社の社外取締役に就任してからの年数

高瀬朋子氏の当社における監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。

責任限定契約について

当社は高瀬朋子氏との間で、当社定款の規定に基づき、会社法第427条第1項で定める責任限定契約を締結しており、同氏が再任された場合は、その契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令の規定する額であります。

役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。高瀬朋子氏は現在、当社の取締役であり、当該保険契約の被保険者に含まれます。同氏の再任が承認された場合、同氏は引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、また、当社は当該保険契約を任期中に同様の内容で更新することを予定しております。

（注） 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

(ご参考)

第2・3号議案が承認可決された場合の各取締役の専門性と経験のスキルマトリックスは次のとおりであります。

承認可決後の当社における地位	氏名	性別	知見・経験・専門性								略歴・経験・資格等
			経営	ESG	営業	技術	国際性	財務・会計	リスク・内部統制	法務・法規制・行政等	
代表取締役社長	安藤 昌幸	男性	●	●	●	●					研究開発・海外・経営企画
取締役	本田 宗一	男性		●	●			●	●		営業・海外・管理
取締役	小笠原 元見	男性			●	●	●				営業・海外
取締役	渡辺 哲也	男性		●	●	●					研究開発・営業・経営企画
社外取締役	濱中 孝之	男性	●	●			●		●	●	弁護士・海外
社外取締役	榎本 直樹	男性		●				●	●	●	財務省・経済産業省・国税局
取締役(監査等委員)	永柳 宗美	男性		●		●			●		研究開発・マネジメントシステム・内部監査
社外取締役(監査等委員)	吉田 恭子	女性	●	●				●	●		税理士・公認会計士
社外取締役(監査等委員)	高瀬 朋子	女性	●	●			●		●	●	弁護士

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役2名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案は、第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、監査等委員である取締役吉田恭子氏の補欠の監査等委員である取締役として吉村正機氏、監査等委員である取締役高瀬朋子氏の補欠の監査等委員である取締役として辻本希世士氏の選任をお願いするものであります。

なお、本選任の効力につきましては、就任前に限り、当社の取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましてはあらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者
番号

1. 吉村 正機

再任

社外

独立



生年月日

1977年3月18日生

所有する当社の株式の数

一 株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2003年10月	あづさ監査法人（現有限責任あづさ監査法人）入所
2008年10月	株式会社KPMG FAS 入社
2013年1月	吉村正機公認会計士事務所（現任）
2013年1月	ビジネスアスリーツ株式会社代表取締役（現任）
2014年6月	バリューアディッド・ジャパン株式会社（現VAJデジタルデザイン株式会社）取締役
2016年10月	株式会社フルジェンテ代表取締役（現任）
2017年7月	内藤証券株式会社社外監査役（現任）
2019年6月	古林紙工株式会社社外監査役（現任）

補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割

吉村正機氏は、公認会計士として培われた専門的な知識・経験等に加えて、企業経営者としての経験と見識を有しております。監査等委員である取締役に就任した場合、これらの経験と知識を活かし、当社経営の健全性・適正性の確保及び透明性の向上に寄与していただくことを期待し、補欠の監査等委員である社外取締役の候補者といたしました。

独立役員の届け出について

当社は補欠の監査等委員である社外取締役候補者吉村正機氏が選任され、監査等委員である社外取締役に就任した場合には、同氏を東京証券取引所に対し、独立役員として届け出る予定であります。

責任限定契約について

当社は補欠の監査等委員である社外取締役候補者吉村正機氏が選任され、監査等委員である社外取締役に就任した場合には、当社定款の規定に基づき、会社法第427条第1項で定める責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令の規定する額であります。

役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。吉村正機氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、また、当社は当該保険契約を任期中に同様の内容で更新することを予定しております。



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 2000年4月 弁護士登録
2000年4月 村辻法律事務所 入所
2001年7月 弁理士登録
2003年3月 辻本法律特許事務所 入所 副所長就任
2006年3月 ニューヨーク州弁護士登録
2006年4月 山口大学客員教授（現任）
2009年1月 辻本法律特許事務所 所長就任（現任）
2020年11月 株式会社アスタリスク 社外取締役就任

生年月日

1973年1月20日生

所有する当社の株式の数

一 株

補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割

辻本希世士氏は、弁護士・弁理士として知的財産関連の高度な専門知識と幅広い見識を有するとともに、他社において社外取締役を務めております。同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、監査等委員である取締役に就任した場合、これら経験と知識を活かし、当社経営の健全性・適正性の確保及び透明性の向上に寄与していただくことを期待し、補欠の監査等委員である社外取締役の候補者といきました。

独立役員の届け出について

当社は補欠の監査等委員である社外取締役候補者辻本希世士氏が選任され、監査等委員である社外取締役に就任した場合には、同氏を東京証券取引所に対し、独立役員として届け出る予定であります。

責任限定契約について

当社は補欠の監査等委員である社外取締役候補者辻本希世士氏が選任され、監査等委員である社外取締役に就任した場合には、当社定款の規定に基づき、会社法第427条第1項で定める責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令の規定する額であります。

役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。辻本希世士氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、また、当社は当該保険契約を任期中に同様の内容で更新することを予定しております。

(注) 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

以 上

事業報告

(2024年12月1日から2025年11月30日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果等を背景に緩やかな回復基調にありました。しかしながら、米国の通商政策の影響や、国内の物価上昇の継続が個人消費に及ぼす影響等が景気を下押しするリスクとなっており、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

このような状況の下で当社グループは、2024年11月期より2030年11月期までの中期経営計画Progress & Development 2030 (P&D 2030) に取り組んでおります。P&D 2030では、当社グループの経営理念のもと、「特殊アクリル酸エステルのリーディングカンパニーとして、グローバル市場に価値を提供する」という経営ビジョンを掲げ、ESGに配慮したサステナブル経営を推進し、企業価値の向上と持続的成長を目指してまいります。

化成品事業におきましては、製品の統廃合や生産効率の改善等による利益率の向上に努めるとともに、バイオマス由来等の環境に配慮した製品の拡販に注力いたしました。電子材料事業におきましては、最先端半導体材料の開発を加速し、フォトレジスト材料の新規用途への展開に努めてまいりました。機能化学品事業におきましては、化粧品原料の海外展開の強化や高純度特殊溶剤の拡販に取り組んでまいりました。2024年に設立した韓国現地法人に続き、2025年は北米に合弁会社を設立し、新規顧客の獲得や新市場の開拓により、海外販売体制の強化を図ってまいります。

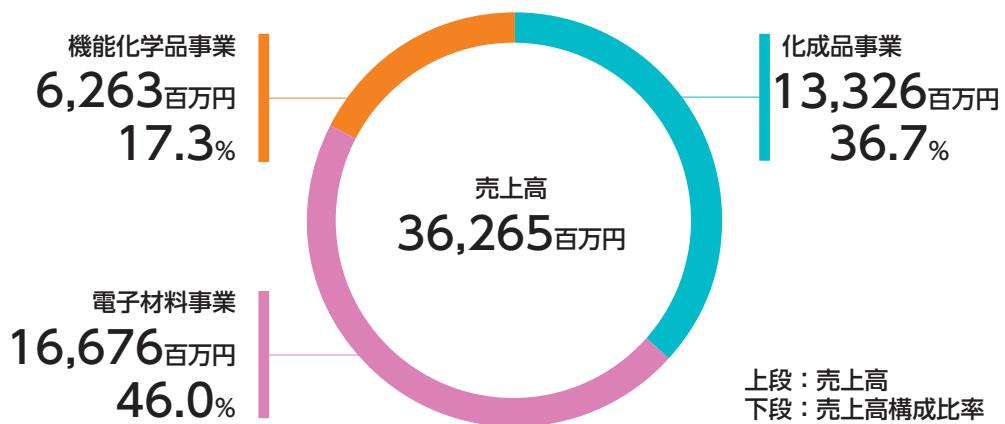
この結果、当連結会計年度の売上高は362億6千5百万円（対前年同期比10.9%増）、営業利益は61億8千7百万円（対前年同期比34.2%増）、経常利益は65億5千7百万円（対前年同期比37.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は68億8千7百万円（対前年同期比70.3%増）となりました。

連結業績ハイライト



セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。(セグメント間取引を含んでおりません。)

ご参考

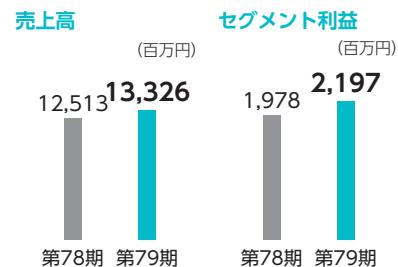


化成品事業

売上高 **133億2千6百万円** 対前年 同期比 **6.5%増**

セグメント利益 **21億9千7百万円** 対前年 同期比 **11.1%増**

化成品事業におきましては、アクリル酸エステルグループは、自動車用塗料向けの販売は回復傾向となり、ディスプレイ用粘着剤向けやUVインクジェット用インク向けの販売が好調に推移いたしました。メタクリル酸エステルグループは、販売が低調に推移いたしました。この結果、売上高は133億2千6百万円（対前年同期比6.5%増）、セグメント利益は21億9千7百万円（対前年同期比11.1%増）となりました。

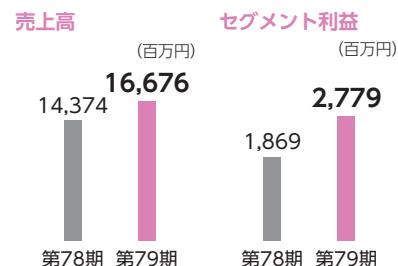


電子材料事業

売上高 **166億7千6百万円** 対前年 同期比 **16.0%増**

セグメント利益 **27億7千9百万円** 対前年 同期比 **48.7%増**

電子材料事業におきましては、半導体材料グループは、最先端のEUVレジスト用原料の販売は減少いたしましたが、主力であるArFレジスト用原料の販売は回復し、グループ全体の売上高は大幅に増加いたしました。表示材料グループは、タッチパネル用絶縁膜向けの販売は堅調となりましたが、グループ全体の売上高は横ばいで推移いたしました。また、その他グループの販売は増加いたしました。この結果、売上高は166億7千6百万円（対前年同期比16.0%増）、セグメント利益は27億7千9百万円（対前年同期比48.7%増）となりました。



機能化学品事業

売上高

62億6千3百万円 対前年 同期比 7.8%増

セグメント
利益

12億3千3百万円 対前年 同期比 59.9%増

機能化学品事業におきましては、化粧品原料グループは、販売が横ばいで推移いたしました。機能材料グループは、販売が堅調に推移いたしました。子会社の高純度特殊溶剤の販売は堅調に推移いたしました。この結果、売上高は62億6千3百万円（対前年同期比7.8%増）、セグメント利益は12億3千3百万円（対前年同期比59.9%増）となりました。

売上高

セグメント利益

(百万円)

(百万円)

5,810 6,263

第78期 第79期

1,233

771 第78期 第79期



(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資額は、11億7千2百万円（建設仮勘定を除く本勘定振替ベース）となりました。その主なものといたしましては、金沢工場における製造プラント設備等であります。また、子会社におきましては、機能化学品事業の製造設備等であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、重要な資金調達を行っておりません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

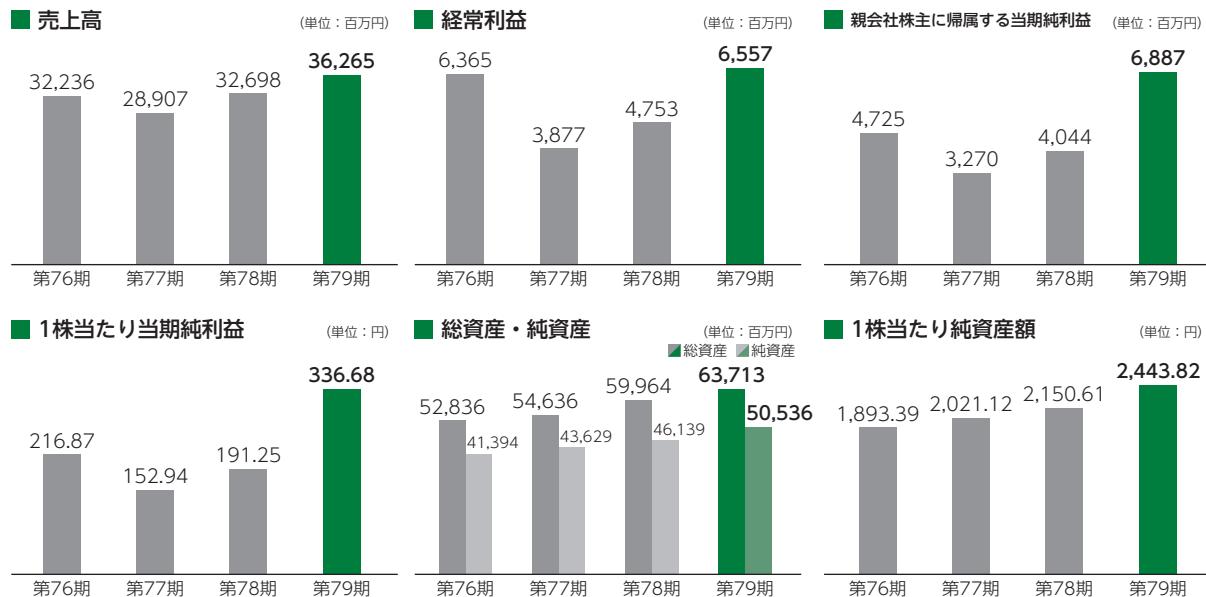
該当事項はありません。

(8) 財産および損益の状況の推移

区分	期別	第 76 期 (2021.12.1~2022.11.30)	第 77 期 (2022.12.1~2023.11.30)	第 78 期 (2023.12.1~2024.11.30)	第79期 (当連結会計年度) (2024.12.1~2025.11.30)
売 上 高		32,236,826千円	28,907,186千円	32,698,809千円	36,265,691千円
経 常 利 益		6,365,146千円	3,877,808千円	4,753,974千円	6,557,501千円
親会社株主に帰属する当期純利益		4,725,901千円	3,270,986千円	4,044,582千円	6,887,536千円
1 株当たり当期純利益		216.87円	152.94円	191.25円	336.68円
総 資 産 額		52,836,735千円	54,636,965千円	59,964,713千円	63,713,725千円
純 資 産 額		41,394,375千円	43,629,221千円	46,139,976千円	50,536,502千円
1 株 当 タ リ 純 資 産 額		1,893.39円	2,021.12円	2,150.61円	2,443.82円

(注) 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 1 株当たり当期純利益は期中平均株式数（自己株式数控除後）により、また、1 株当たり純資産額は、期末発行済株式数から期末保有自己株式数を控除した値によりそれぞれ算出し、小数第 2 位未満は四捨五入により表示しております。



(9) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社および関連会社の状況

1. 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主要な事業内容
神港有機化学工業株式会社	55,000 千円	77.1%	酢酸エステルの製造販売
光碩（上海）化工貿易有限公司	210,000 千円	100.0%	有機化学薬品の貿易・販売等
韓国大阪有機化学工業株式会社	800,000 千ウォン	100.0%	有機化学薬品の貿易・販売等

上記の他に、非連結子会社として Visnex Chemicals Corporation があります。

2. 重要な関連会社の状況

該当事項はありません。

③ その他

該当事項はありません。

(10) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、中国を中心とした海外の景気減速の可能性、燃料や原材料価格の高騰等による物価高、ウクライナ情勢や中東情勢等の地政学的リスクの高まりや、日中対立の長期化による影響等により、依然として先行きの不透明な状況が続くと予想されます。

このような情勢の下、当社グループといたしましては、2024年11月期より2030年11月期までの新中期経営計画Progress & Development 2030 (P&D 2030) に基づき各施策に取り組んでまいります。

新中期経営計画 P&D 2030では、当社グループの経営理念のもと、「特殊アクリル酸エステルのリーディングカンパニーとして、グローバル市場に価値を提供する」という経営ビジョンを掲げ、ESGに配慮したサステナブル経営を推進してまいります。

事業領域における基本戦略といたしましては、最先端半導体材料の開発を加速させ、周辺材料への展開により半導体事業の拡大、LCD用レジスト設計技術の非ディスプレイ用途への展開、親水性ポリマー技術の生体適合材料や新規電子材料用途への展開、有機圧電材料や伸縮性エラストマー材料に関する他機関やメーカーとの連携、新規市場投入等により重点領域を拡充いたします。

また、バイオマスアクリレートの開発、川下化、非化石原料由来のアクリル酸開発、完全

非化石由来材料への挑戦、LCAなどの環境データ開示による環境社会へ向けた材料開発に取り組んでまいります。

海外戦略の強化として、中国、韓国、北米への販売会社設置、現地生産を含むチャネル戦略の強化、化粧品材料を中心としたASEAN・インドなどへの販路拡大を図ってまいります。

サステナビリティに関わる取組みといたしましては、カーボンニュートラルに向けた施策の実行、廃棄物の削減、資源再利用等によるサーキュラーエコノミー実現に向け持続可能な社会への貢献を目指します。

IT、DXの推進により、品質向上、トラブル防止、安全性の向上や生産性の向上に取り組むとともに、労働環境や働き方の最適化による社員の働きがいやエンゲージメントの向上、雇用の多様化に向けた仕組みづくり、環境や戦略に合わせた教育、人材育成などの人的資本経営を実行してまいります。

また、コンプライアンスの徹底、サプライチェーンの強靭化、BCPの実行性強化などのリスクマネジメントの強化を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申しあげます。

(11) 主要な事業内容

事 業 内 容
各種 化学 工業 薬品 の 製 造 ・ 販 売

(12) 主要な営業所および工場

名 称		所 在 地				
当 社	本 社	大 阪 市 中 央 区				
	東 京 才 フ ィ ス	東 京 都 中 央 区				
	大 阪 事 業 所	大 阪 府 柏 原 市				
	金 沢 工 場	石 川 県 白 山 市				
	酒 田 工 場	山 形 県 鮑 海 郡 遊 佐 町				
子 会 社	神 港 有 機 化 学 工 業 株 式 会 社	神 戸 市 東 灘 区				
	光 碩 (上 海) 化 工 貿 易 有 限 公 司	中 华 人 民 共 和 国 上 海 市				
	韓 国 大 阪 有 機 化 学 工 業 株 式 会 社	大 韩 民 国 ソ ウ ル 特 别 市				

上記の他に、非連結子会社として Visnex Chemicals Corporation があります。

(13) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

区分	従業員数（前期末比増減）	平均年齢	平均勤続年数
男 性	408名(+ 1名)	42.2歳	17.6年
女 性	59名(+ 3名)	38.5歳	12.0年
合計または平均	467名(+ 4名)	41.8歳	16.9年

(注) 平均年齢および平均勤続年数は、小数第1位未満を切り捨てて表示しております。

② 当社の従業員の状況

区分	従業員数（前期末比増減）	平均年齢	平均勤続年数
男 性	352名(△ 4名)	41.8歳	18.2年
女 性	53名(+ 3名)	37.9歳	12.0年
合計または平均	405名(△ 1名)	41.3歳	17.4年

(注) 平均年齢および平均勤続年数は、小数第1位未満を切り捨てて表示しております。

(14) 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	547,714千円
株式会社三井住友銀行	213,352千円
株式会社りそな銀行	160,000千円

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 76,000,000株
(2) 発行済株式の総数 22,410,038株
(自己株式数 2,072,767株を含む。)
(3) 株主数 5,465名
(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	千株 2,810	% 13.82
株式会社日本カストディ銀行	1,230	6.05
Western Red Cedar 株式会社	1,110	5.46
安 川 義 孝	671	3.30
大阪有機化学従業員持株会	606	2.98
三菱ケミカル株式会社	587	2.89
東亞合成株式会社	521	2.56
東京応化工業株式会社	426	2.10
谷 川 由 生 子	424	2.09
信越化学工業株式会社	419	2.06

（注）持株比率は自己株式（2,072,767株）を控除して算出しております。

（5）当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社は、社外取締役を除く取締役に対して、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共存を進めるため、株式報酬制度を導入しております。

当期においては、取締役4名（監査等委員及び社外取締役を除く。）に対し、職務執行の対価として、10,700株交付しております。

（6）その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

氏 名	地位および担当	重要な兼職の状況
安 藤 昌 幸	※取締役社長	
本 田 宗 一	取締役 執行役員管理本部長	神港有機化学工業株式会社取締役
小 笠 原 元 見	取締役 執行役員事業本部長兼海外事業部長	光碩（上海）化工貿易有限公司董事長 韓国大阪有機化学工業株式会社代表理事
渡 辺 哲 也	取締役 執行役員経営企画本部長 品質保証室管掌	
濱 中 孝 之	社外取締役	弁護士 はばたき総合法律事務所 パートナー
榎 本 直 樹	社外取締役	株式会社アドバネクス 社外監査役
永 柳 宗 美	取締役（常勤監査等委員）	
吉 田 恒 子	社外取締役（監査等委員）	公認会計士・税理士 吉田公認会計士事務所 エスペック株式会社 社外取締役（監査等委員）
高 瀬 朋 子	社外取締役（監査等委員）	弁護士 アーカス総合法律事務所 パートナー

- (注) 1. ※印は代表取締役であります。
2. 日常に当社グループの内部統制や潜在的リスクに関する情報を収集し、内部監査部門等との連携により、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、取締役 永柳宗美氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 取締役 濱中孝之、榎本直樹、吉田恒子、高瀬朋子の4氏は、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
4. 監査等委員 吉田恒子氏は、公認会計士・税理士であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社および子会社の取締役、執行役員および管理職を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（以下、「D&O保険」といいます。）契約を締結しております。

D&O保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

D&O保険の保険料は、特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の負担はありません。

(3) 取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、経営理念に則り、中長期的な業績の拡大と企業価値の向上を実現するため、取締役の報酬体系と報酬水準を決定しております。

取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、基本報酬となる月額報酬、業績連動報酬となる年次賞与、業績連動型株式報酬及び譲渡制限付株式報酬で構成されております。また、社外取締役および監査等委員である取締役につきましては、その役割と独立性の観点から、基本報酬となる月額報酬のみとしております。

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は、社外取締役を議長とする報酬諮問委員会にて審議し、取締役会にて承認・決定しております。

当事業年度の取締役の個人別の報酬等の内容につきましては、報酬諮問委員会が決定した方針に基づき、同委員会にて審議し答申したうえで、最終的に取締役会で決定をしており、取締役会においても当該方針に沿うものであると判断しております。

報酬の種類	目的・概要
月額報酬	役位に応じて設定する月額固定現金報酬
年次賞与	事業年度ごとの着実な目標達成を評価するための業績連動現金報酬 単年度の結果責任を明確にするため、経営上の重要指標である連結業績（売上高、営業利益、EBITDA）の前年比をベースに算出 当事業年度における連結業績の目標は、前年比103%であり、実績は121% 目標達成度に応じて、基準額の0～200%の範囲内で支給率を決定 対象となる事業年度の終了後に一括して支給
業績連動型株式報酬	取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。以下、対象取締役という。）に対して当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役の報酬と会社業績及び当社の株式価値との連動性をより明確にし、株主の皆様との一層の価値共有を進めるための事後交付型の業績連動型株式報酬 業績評価期間中の業績等の目標達成度に応じて基準額の0～200%の範囲内で交付する株式数を決定。（※） 業績評価期間の終了後に一括して株式交付
譲渡制限付株式報酬	取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）に対して当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めるための株式報酬（譲渡制限期間は3年間）

（※）業績連動型株式報酬制度について、業績評価期間は、2025年11月期から2026年11月期までの2年とし、業績評価期間の業績評価目標は、中期経営計画（P&D2030）Stage1の目標と連動させるため、2年平均連結ROE10.0%以上、2年平均連結営業利益率14.0%以上を指標として使用いたします。なお、当事業年度の実績は、連結ROE14.5%、連結営業利益率17.1%となりました。

<基本報酬と業績連動報酬の支給割合>

役員区分	会長	基本報酬	業績連動報酬（基準額）			基本報酬と業績連動報酬の支給割合
		月額報酬	年次賞与	業績連動型株式報酬	譲渡制限付株式報酬	
取締役 (社外取締役を除く。)	会長	100	34	23	16	100/73
	社長	100	68	46	32	100/146
	執行役員	100	34	23	16	100/73

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬については、2024年2月28日開催の第77期定時株主総会において年額3億6千万円以内（うち、社外取締役分は年額9千万円以内）（ただし、使用人兼務役員の使用人分給与は含まない。）（当該定時株主総会終結時の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は6名（うち、社外取締役は2名））、また別枠で2024年2月28日開催の第77期定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬として取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）に対し年額1千万円以内（当該定時株主総会終結時の取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）の員数は4名）、同じく別枠で2024年2月28日開催の第77期定時株主総会において、業績連動型株式報酬として取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）に対し年40,000株以内（当該定時株主総会終結時の取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）の員数は4名）と決議されております。

監査等委員である取締役の報酬については、2024年2月28日開催の第77期定時株主総会において年額6千万円以内（当該定時株主総会終結時の監査等委員である取締役の員数は3名（うち、社外取締役は2名））と決議されております。

なお、役員退職慰労金制度は、2018年2月27日開催の第71期定時株主総会の終結の時をもって廃止しております。

③ 取締役の報酬等の額

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる 役員の員数 (名)
		月額報酬	年次賞与	業績連動型 株式報酬	譲渡制限付 株式報酬	
取締役（監査等委員を除く。）（社外取締役を除く。）	147	77	31	28	9	4
取締役（監査等委員）（社外取締役を除く。）	19	19	—	—	—	1
社外取締役（監査等委員を除く。）	16	16	—	—	—	2
社外取締役（監査等委員）	15	15	—	—	—	2

(注) 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(4) 社外役員に関する事項

社外取締役 濱中 孝之

- イ. 他の法人等の兼職状況（他の法人等の業務執行者である場合）および当社と当該他の法人等との関係
 - ・はばたき綜合法律事務所 パートナー
なお、当社と同法人との間には特別な関係はありません。
- ロ. 他の法人等の兼職状況（他の法人等の社外役員である場合）および当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- ハ. 当事業年度における主な活動状況
 - ・取締役会への出席状況は、16回中16回出席しております。
 - ・取締役会に出席し、業績その他経営状況の把握に努め、弁護士として主に法務的な見地から経営上貴重なご指摘、ご意見をいただきております。また、選任指名諮問委員会および報酬諮問委員会の委員長を務め、独立した客観的立場から経営陣の監督に努めております。
- 二. 責任限定契約の内容の概要
当社と当該社外取締役は、会社法第427条第1項および当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

社外取締役 榎本 直樹

- イ. 他の法人等の兼職状況（他の法人等の業務執行者である場合）および当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- ロ. 他の法人等の兼職状況（他の法人等の社外役員である場合）および当社と当該他の法人等との関係
 - ・株式会社アドバネクス 社外監査役
なお、当社と株式会社アドバネクスとの間には特別な関係はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

- ・取締役会への出席状況は、16回中16回出席しております。
- ・取締役会に出席し、業績その他経営状況の把握に努め、経営上貴重なご指摘、ご意見をいただいております。また、選任指名諮問委員会および報酬諮問委員会に出席し、独立した客観的立場から経営陣の監督に努めております。

二. 責任限定契約の内容の概要

当社と当該社外取締役は、会社法第427条第1項および当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

社外取締役（監査等委員） 吉田 恭子

イ. 他の法人等の兼職状況（他の法人等の業務執行者である場合）および当社と当該他の法人等との関係

- ・吉田公認会計士事務所

なお、当社と吉田公認会計士事務所との間には特別な関係はありません。

ロ. 他の法人等の兼職状況（他の法人等の社外役員である場合）および当社と当該他の法人等との関係

- ・エスペック株式会社 社外取締役（監査等委員）

なお、当社とエスペック株式会社との間には特別な関係はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

- ・取締役会への出席状況は、16回中16回出席しております。
- ・監査等委員会への出席状況は、13回中13回出席しております。
- ・取締役会および監査等委員会に出席し、業績その他経営状況の把握に努め、公認会計士として主に会計的な見地から経営上貴重なご指摘、ご意見をいただいております。また、選任指名諮問委員会および報酬諮問委員会に出席し、独立した客観的立場から経営陣の監督に努めております。

二. 責任限定契約の内容の概要

当社と当該社外取締役は、会社法第427条第1項および当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

社外取締役（監査等委員） 高瀬 朋子

- イ. 他の法人等の兼職状況（他の法人等の業務執行者である場合）および当社と当該他の法人等との関係
・アーカス総合法律事務所 パートナー
なお、当社と同法人との間には特別な関係はありません。
- ロ. 他の法人等の兼職状況（他の法人等の社外役員である場合）および当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- ハ. 当事業年度における主な活動状況
・取締役会への出席状況は、16回中16回出席しております。
・監査等委員会への出席状況は、13回中13回出席しております。
・取締役会および監査等委員会に出席し、業績その他経営状況の把握に努め、弁護士として主に法務的な見地から経営上貴重なご指摘、ご意見をいただきております。また、選任指名諮問委員会および報酬諮問委員会に出席し、独立した客観的立場から経営陣の監督に努めております。
- 二. 責任限定契約の内容の概要
当社と当該社外取締役は、会社法第427条第1項および当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|--|-----------|
| ① 当社および子会社が支払うべき会計監査人に対する報酬等の合計額 | 36,000 千円 |
| ② ①の合計額のうち、公認会計士法第2条第1項の業務（監査証明業務）の対価として当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額 | 36,000 千円 |
| ③ ②の合計額のうち、当社が会計監査人に支払うべき会計監査人としての報酬等の額 | 36,000 千円 |

- （注） 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額は合計額で記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況および報酬の見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、同意の判断を行っております。
3. 当社の重要な子会社のうち、光碁（上海）化工貿易有限公司は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査等委員全員の同意により、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

また、当社監査等委員会は、会計監査人の監査品質、監査実施の有効性および効率性、継続年数などを勘案し、会計監査人の変更が必要であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人は会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

(6) 辞任した会計監査人の状況

該当事項はありません。

(7) 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分に関する事項

該当事項はありません。

6 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保する体制

当社は、取締役会において、以下のとおり「内部統制システム構築の基本方針」を決議しております。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

「経営理念」を頂点とした経営理念体系を明文化し、当社及び子会社の取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための「行動指針」を制定する。

当社及び子会社の取締役及び使用人に対して明文化した経営理念体系を配付し、啓蒙に努めるとともに、職務執行に関連する会社規程等の周知など、当社及び子会社におけるコンプライアンスの徹底を図る。

当社及び子会社の内部統制システムの整備・維持・向上を図るために、内部統制委員会を設置する。

内部監査室は、当社及び子会社の法令及び社内規程の遵守状況等を監査し、その結果を社長、監査等委員会及び内部統制委員会に報告する。

また、当社及び子会社の取締役及び使用人が発見した法令違反その他のコンプライアンスに関する事実に迅速に対応できるように通報・相談窓口を設置し、その運用を行う。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る記録（取締役会議事録等）については、当社の「文書管理規程」に従い、適切に保存及び管理を行う。また、取締役の職務執行に係る情報については、当社及び子会社の情報管理に関する情報セキュリティポリシーを「情報セキュリティ基本方針」以下の規程類として体系的に整備し、その適切な運用を図る。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理体制の基礎として「リスク管理規程」を定め、リスクの発生を未然に防止するために、内部統制委員会で当社及び子会社のリスク管理体制の構築を行うとともに、経営戦略を遂行する上での重点リスクを統合的に管理するリスク・コンプライアンス委員会を設置し、全社的リスク管理の推進を図る。また、万一、不測の事態が発生した場合に備えて「危機管理規程」を定め、社長を対策本部長とする対策本部を設置し、損害・影響額を最小限にとどめる体制を整える。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、「取締役会規則」に基づき、毎月1回取締役会を開催し、迅速な意思決定と効率的な業務執行を行う。

当社の経営戦略に関わる重要な事項については事前に社長をはじめとする取締役並びに執行役員によって構成される経営会議において討議を行い、その審議を経て取締役会で意思決定を行う。

取締役会の決定に基づく業務執行については、「職務権限規程」並びに「稟議決裁規程」において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続について定め、業務運営の効率化を図る。

⑤ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及び子会社は、「行動指針」を共有し、企業集団全体のコンプライアンス体制及びリスク管理体制の構築に努めるとともに、「行動指針」を基礎とした諸規程を定め、自立的に業務の適正を確保するための体制を整備する。

各子会社は、「関係会社管理規程」に基づき、業務執行状況・財務状況を定期的に当社に報告するとともに、経営の重要な事項については、当社への事前協議等を行うものとする。

⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、その使用人の取締役（監査等委員であるものを除く）からの独立性の確保に関する事項、並びに監査等委員会のその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会がその職務の執行において補助を必要とした場合は、取締役会と協議の上、専任の使用人もしくは内部監査室等の使用人に職務の執行の補助を委託できる。

補助使用人が監査等委員会の補助職務を担う場合には、監査等委員会の補助使用人に対する指揮命令に関し、補助使用人の属する組織の上長等の指揮命令を受けない。

また、監査等委員会の補助使用人についての人事権に係る事項は、事前に監査等委員会の意見を聴取し、同意を得る。

⑦ 取締役（監査等委員であるものを除く）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

取締役及び使用人は、その担当する業務執行の状況を監査等委員が出席する取締役会並びに経営会議において報告する。

会社に著しい損害をおよばすおそれのある事実、その他重要な事実が起きた場合は、その都度常勤監査等委員を通じて監査等委員会に報告し、さらに内部監査報告、内部通報等のうち重要な事項は適切に報告する。

また、選定監査等委員は、いつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。

監査等委員会へ報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対し当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

⑧ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、定期的に代表取締役社長との会合を実施し、対処すべき課題、監査上の重要課題等について意見交換を行う。

常勤監査等委員は、取締役及び使用人から重要な社内会議の資料、決裁手続きに関する資料の閲覧を求めることができる。

なお、監査等委員会の職務の執行に生ずる費用等は、当社が負担する。

⑨ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、金融商品取引法の求める財務報告に係る内部統制報告制度の円滑かつ効果的な運営を行うために「内部統制規程」を定め、その有効性を継続的に評価するために必要な業務体制を整える。

⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその体制

当社は、反社会的勢力との関係を一切遮断することを基本方針とし、反社会的勢力の排除に向け、「行動指針」や「コンプライアンスマニュアル」による社内周知を図る。また、総務部を中心に、反社会的勢力に関する情報の収集や警察をはじめとする外部専門機関との連携を図ることで、不測の事態に対処する体制を整える。

7 業務の適正を確保する体制の運用状況

当社及び子会社からなる企業集団が整備している内部統制システムにおける当事業年度の運用状況の概要は以下のとおりです。

(1) コンプライアンス

当社および子会社の全社員に対し、経営理念、経営ビジョン、行動指針からなる理念体系を周知徹底し、コンプライアンスの重要性について意識を高めるために、携帯用の理念体系カードの配付や人権デュー・デリジェンスを実施したほか、コンプライアンス研修などの教育を実施しました。

(2) リスクマネジメント

当社及び子会社の事業リスクについて、リスク・コンプライアンス委員会にて重点施策の審議、推進、活動のレビューを行っております。当事業年度においては、重点項目として法規制の文書体系を見直し、管理体制の強化を行いました。また、原材料の安定調達を推進し、複数購買化やカントリーリスクの低減により安定供給体制の充実を図りました。

(3) 取締役の職務の執行

当事業年度において取締役会を計16回開催し、経営会議を計12回開催し、子会社における経営上の重要な意思決定事項を含め、迅速な意思決定と効率的な業務執行を行いました。

(4) 監査等委員会の職務の執行

監査等委員は、取締役会のほか経営会議、内部統制委員会に出席し、重要な議案について取締役および執行役員等から十分な報告を受け、内部統制システム等を活用して、取締役の職務執行を監視・監査しております。当事業年度は内部監査室に新たな子会社を含めた内部統制システムの整備・運用状況の調査および監査を依頼し、監査等委員会で定期的に結果報告を受けて意見交換を実施しました。

(5) 内部監査

内部監査室は、監査計画に基づき、次に掲げる内部監査を実施し、その結果を社長、監査等委員会及び内部統制委員会に報告しました。

イ、当社及び子会社における業務の適正性、法令遵守状況に関する業務監査

ロ、財務報告に係る内部統制の評価

(6) 反社会的勢力排除

お取引先様の契約書等に反社会的勢力排除に関する条項を盛り込むとともに、反社会的勢力の情報を収集する取り組みを継続的に実施しております。

8 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、2008年1月11日開催の当社取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号本文に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）を定めており、その内容等は次の通りであります。

① 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、安定的かつ持続的な企業価値の向上が当社の経営にとって最優先課題と考え、その実現に日々努めています。従いまして、当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念、企業価値の様々な源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を中長期的に確保し、向上させる者でなければならないと考えております。

上場会社である当社の株式は、株主、投資家の皆様による自由な取引に委ねられているため、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方は、最終的には株主の皆様の意思に基づき決定されることを基本としており、会社の支配権の移転を伴う大量買付けに応じるか否かの判断も、最終的には株主の皆様全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株券等の大量買付けであっても、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に資するものであればこれを否定するものではありません。

しかしながら、事前に当社取締役会の賛同を得ずに行われる株券等の大量買付けの中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強制するおそれがあるもの、対象会社の取締役会が代替案を提案するための必要十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするものなど、対象会社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を毀損するおそれをもたらすものも想定されます。

当社は、このような当社の企業価値や株主の皆様の共同の利益に資さない大量買付けを行う者が、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付けに対しては、必要かつ相当な対抗措置を探ることにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保する必要があると考えております。

② 当社の基本方針の実現に資する特別な取組み

ア 当社の企業価値の源泉

当社は、1946年12月の設立以来「従業員の愛情と和と勤勉を大切にし、常に新しい技術の研鑽に努めることにより社会と産業界の進歩、発展に貢献する」ことを基本理念として、アクリル酸の国内における製造・販売の企業化に初めて成功し、その製造技術を基に特殊アクリル酸エステルの製造・販売を行っています。当社は、その独自の技術力を活かし、有機工業薬品として幅広い分野へ中間体原料を提供しております。

当社の企業価値の源泉は、高度の研究開発力を活かした高付加価値製品拡大を可能とするフレキシブルな工場稼動体制・供給体制及び営業・研究開発の連動による少量・多品種の生産体制を活かした、多様なお客様の幅広いご要望に対するスピーディーな対応力にあると考えています。さらに、顧客、取引先、当社従業員及び地域社会等の様々なステークホルダーとの間で、長年にわたり良好な関係の維持・発展に努め、企業価値の源泉となる信頼関係を築き上げてまいりました。これらの企業価値の源泉を基に、上記①記載の基本方針に示したとおり、企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上を目指しております。

イ 企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上のための取組み

当社は、アクリル酸エステル製品の製造・販売を軸に事業展開をしてまいりました。具体的には、塗料・粘接着剤・印刷インキ・合成樹脂等の原料としてのアクリル酸エステル製品を安定収益基盤とする一方、このアクリル酸エステル製品を発展的に応用展開した表示材料や半導体材料を中心とする電子材料分野を利益成長事業として強化しております。

当社は、これらの事業を基に、企業価値の向上ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上を実現するための経営戦略として、2024年11月期を起点とする7ヶ年の中期経営計画「Progress & Development 2030」を策定いたしました。この計画に沿い研究開発・市場開発・生産体制及び経営基盤の強化を行うことにより計画達成を目指すものであります。

2026年11月期までの前半3年間および2030年11月期までの後半4年間の数値目標は以下のとおりであります。

	2025年11月期	2026年11月期 目標	2030年11月期 目標
売上高	362億円	400億円以上	500億円以上
営業利益	61億円	56億円以上	75億円以上
売上高営業利益率	17.1%	14%以上	15%以上
戦略投資・事業投資	11億円	累積300億円以上	
ROE	14.5%	10%以上	12%以上
ROIC	8.6%	8%以上	9%以上
配当性向	22.3%	40%目安	40%目安

さらに、「企業の社会的責任の実現と企業価値の向上」を目指し、当社は、コーポレートガバナンスの充実が重要課題であると認識しております。

当社グループにおけるコーポレートガバナンスは公正な企業活動を期すとともに、経営の透明性を高め経営システムの効率性とスピードの向上を目的とし、かつ、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るための仕組みと捉えており、社内外とのゴーイング・コンサーン（事業活動の継続）の共通認識を醸成しながらコーポレートガバナンスの充実を重要な経営課題とし、その向上と改善に取り組んでおります。具体的には、取締役会の透明性を高め、監督機能を強化するため、独立社外取締役を4名（うち監査等委員2名）選任しております。さらに、独立社外取締役が委員長を務め、委員の過半数を独立社外取締役で構成する選任指名諮問委員会及び報酬諮問委員会を設置しております。また、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度及び業績連動型株式報酬制度を導入しております。

当社は、中長期的な企業価値の向上を目指し、財務体質の健全性、資本効率及び株主還元の最適なバランスを図ることを資本政策の基本方針としており、株主還元につきましては、配当性向40%を目安とし、健全な財務内容を維持しつつ、安定的かつ継続的な配当に努め、また、自己株式の取得を含めた株主還元の充実に努めてまいります。

これらの取組みは、上記①記載の基本方針の実現に資するものと考えております。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に取り組むとともに、当社株式等の大量買付行為を行おうとする者に対し、株主の皆様が当該行為の是非を適切に判断するための必要かつ十分な情報の提供を求め、併せて取締役会の意見等を開示し、株主の皆様の検討のための情報と時間の確保に努め、金融商品取引法、会社法その他関連法令に基づき、適切な措置を講じてまいります。

なお、当社は、2008年2月22日開催の当社第61期定時株主総会の決議により「当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）」（以下、「本プラン」といいます。）を導入し、継続してまいりました。しかし、2020年1月24日開催の当社取締役会において、本プランを継続しないことを決議したため、本プランは2020年2月27日開催の当社第73期定時株主総会終結の時をもって、有効期限満了により終了しております。

④ 上記②及び③の取組みに対する取締役の判断及びその理由

当社取締役会は、上記②及び③の取組みについて、合理的かつ妥当な内容であり、上記①の基本方針に沿い、株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

連結貸借対照表

(2025年11月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	37,806,078	流動負債	11,218,505
現金及び預金	15,922,597	買掛金	5,775,037
電子記録債権	449,027	1年内返済予定長期借入金	534,082
売掛金	10,595,589	未払金	1,914,021
契約資産	984,193	未払法人税等	2,117,602
製品	4,711,762	契約負債	42,895
仕掛け品	2,119,445	役員賞与引当金	63,970
原材料及び貯蔵品	2,326,098	その他の	770,895
その他の	717,767		
貸倒引当金	△20,403		
固定資産	25,907,647	固定負債	1,958,717
有形固定資産	16,828,670	長期借入金	803,841
建物及び構築物	7,846,424	繰延税金負債	1,014,083
機械装置及び運搬具	6,042,474	退職給付に係る負債	499
土地	2,172,476	役員株式給付引当金	26,780
建設仮勘定	325,787	その他の	113,513
その他の	441,508		
無形固定資産	39,170	負債合計	13,177,222
のれん	3,333	(純資産の部)	
その他の	35,837	株主資本	45,965,038
投資その他の資産	9,039,805	資本金	3,600,295
投資有価証券	7,544,551	資本剰余金	3,513,349
関係会社株式	298,567	利益剰余金	44,177,940
退職給付に係る資産	1,058,963	自己株式	△5,326,546
繰延税金資産	3,297	その他の包括利益累計額	3,735,680
その他の	134,426	その他有価証券評価差額金	3,140,180
資産合計	63,713,725	為替換算調整勘定	186,810
		退職給付に係る調整累計額	408,689
		非支配株主持分	835,783
		純資産合計	50,536,502
		負債及び純資産合計	63,713,725

連結損益計算書

(2024年12月1日から)
(2025年11月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	36,265,691
売 上 原 価	24,697,244
売 上 総 利 益	11,568,446
販売費及び一般管理費	5,381,281
営 業 利 益	6,187,165
営 業 外 収 益	
受取利息及び配当金	180,315
為替差益	26,283
受取保険金	101,846
その他	72,778
	381,223
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	7,273
自己株式取得費用	2,400
投資事業組合運用損	1,213
その他	0
	10,887
経 常 利 益	6,557,501
特 別 利 益	
投資有価証券売却益	27,722
補助金収入	3,140,010
	3,167,732
特 別 損 失	
固定資産除却損	2,568
税金等調整前当期純利益	2,568
法人税、住民税及び事業税	9,722,665
法人税等調整額	2,824,767
当 期 純 利 益	△126,540
非支配株主に帰属する当期純利益	2,698,227
親会社株主に帰属する当期純利益	7,024,438
	136,901
	6,887,536

連結株主資本等変動計算書

(2024年12月1日から)
(2025年11月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当期首残高	3,600,295	3,513,436	38,727,951	△3,129,535	42,712,148
当期変動額					
剩余金の配当	—	—	△1,430,118	—	△1,430,118
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	6,887,536	—	6,887,536
自己株式の取得	—	—	—	△2,224,580	△2,224,580
自己株式の処分	—	△86	—	27,569	27,482
新規連結による変動額	—	—	△7,428	—	△7,428
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	△86	5,449,989	△2,197,011	3,252,890
当期末残高	3,600,295	3,513,349	44,177,940	△5,326,546	45,965,038

	その他の包括利益累計額				非 支 配 株主持分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 换 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調整累計額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当期首残高	2,344,090	132,235	246,812	2,723,138	704,689	46,139,976
当期変動額						
剩余金の配当	—	—	—	—	—	△1,430,118
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	—	—	—	6,887,536
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△2,224,580
自己株式の処分	—	—	—	—	—	27,482
新規連結による変動額	—	—	—	—	—	△7,428
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	796,090	54,574	161,876	1,012,541	131,093	1,143,635
当期変動額合計	796,090	54,574	161,876	1,012,541	131,093	4,396,526
当期末残高	3,140,180	186,810	408,689	3,735,680	835,783	50,536,502

連 結 注 記 表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社	3社	神港有機化学工業株式会社、光碁（上海）化工貿易有限公司 韓国大阪有機化学工業株式会社 韓国大阪有機化学工業株式会社は、重要性が増したことにより当連結会計年度より連結の範囲に含めております。
非連結子会社	1社	Visnex Chemicals Corporation 連結の範囲から除いた理由 Visnex Chemicals Corporationは、小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

非連結子会社 1社 (Visnex Chemicals Corporation) は、当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、光碁（上海）化工貿易有限公司の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

(イ)有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定しております。）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(ロ)デリバティブ

時価法

(ハ)棚卸資産

製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品

移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(イ)有形固定資産（リース資産を除く）

定率法。但し、1998年4月1日以降取得の建物（附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降取得の建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3～50年

機械装置及び運搬具 2～8年

(ロ)無形固定資産（リース資産を除く）

特許権

8年間の定額法により償却しております。

ソフトウェア（自社利用）

定額法。なお、償却年数については、社内における利用可能期間（5年）によっております。

(ハ)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

(イ)貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(ロ)役員賞与引当金

役員に対する賞与の支出に備えるため、支出見込額に基づき計上しております。

(ハ)役員株式給付引当金

役員への当社株式の交付に備えるため、内規に基づき、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

(イ)退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

(ロ)数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により費用処理しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは化成品、電子材料、機能化学品等の事業を展開しており、これらの製品等の販売については、契約の定めに基づき実質的な支配が顧客に移転した時点やインコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時点において、顧客が当該製品等に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、当該履行義務の充足時点で収益を認識しております。

買戻し義務のある有償支給取引により有償支給元から支給される支給品については、加工代相当額のみを純額で収益として認識しております。

なお、収益認識会計基準の適用指針第98項に定める代替的な取扱いを適用し、製品の国内販売において、出荷時から当該商品または製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

5年間の定額法により償却しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類に与える影響はありません。

(表示方法の変更に関する注記)

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度において、「流動負債」に表示しておりました「支払手形及び買掛金」は、支払手形の残高がないため、当連結会計年度より「買掛金」として表示しております。

(会計上の見積りに関する注記)

棚卸資産の評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

当社及び連結子会社は製品4,711,762千円、仕掛品2,119,445千円、原材料及び貯蔵品2,326,098千円を保有し、当連結会計年度において、棚卸資産の収益性の低下による簿価切下額の一部である長期滞留の棚卸資産評価損(洗替法による戻入額相殺後)△75,963千円が売上原価に含まれております。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社の電子材料事業の特性として、各顧客の厳格な品質要求に対応した製品供給が求められ、顧客による製品検証プロセスに長期間を要するケースが発生します。また、当社の事業は、多品種を少量販売する事業であって生産効率の観点から一定の見込み生産を行い、長期間をかけて製品の販売を行っています。そのため、製品の滞留が発生する他、最終製品に至る中間生産品として在庫する仕掛品や特定製品の製造のために保有する原材料及び貯蔵品についても滞留が発生します。

当社では、長期滞留の棚卸資産の評価にあたって、一定の滞留期間を超える場合に規則的に帳簿価額を切り下げる方法により、貸借対照表価額を算定しております。棚卸資産の評価にあたっては信頼性をもって見積もっておりますが、顧客による製品検証プロセスの進展状況や外部環境に重要な変動が生じた場合には、翌連結会計年度の損益に影響します。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	45,696,069千円
-------------------	--------------

(連結損益計算書に関する注記)

1. 補助金収入

経済産業省へ交付申請を行った「サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金」であります。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び総数

	当連結会計 年度期首株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計 年度末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	22,410,038	—	—	22,410,038
合計	22,410,038	—	—	22,410,038
自己株式				
普通株式	1,283,303	800,194	10,730	2,072,767
合計	1,283,303	800,194	10,730	2,072,767

(変動事由の概要)

自己株式の増加数及び減少数の内訳は、次のとおりであります。

2025年1月24日付の取締役会決議による自己株式の増加	普通株式	800,000株
単元未満株式の買取による自己株式の増加	普通株式	194株
単元未満株式の買増請求による自己株式の減少	普通株式	30株
譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少	普通株式	3,600株
業績連動型株式報酬としての自己株式の処分による減少	普通株式	7,100株

2. 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年2月27日 定時株主総会	普通株式	718,308	34.00	2024年11月30日	2025年2月28日
2025年7月10日 取締役会	普通株式	711,809	35.00	2025年5月31日	2025年8月4日

② 当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の 種類	配当金の 総額 (千円)	配当の 原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2026年2月26日 定時株主総会	普通株式	813,490	利益 剰余金	40.00	2025年11月30日	2026年2月27日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融商品で運用しております。

電子記録債権及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に従い、取引先の状況を定期的にモニタリングし、相手先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

また、投資有価証券は主に業務上の関係を有する企業の株式であります。これらについては定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しています。

なお、デリバティブは外貨建て売上債権の為替変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年11月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式及び連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資は、次表には含めておりません（（注1）及び（注2）参照）。また、現金は注記を省略しており、預金、電子記録債権、売掛金、買掛金、未払金、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：千円）

	連結貸借対照表 計上額（*）	時価（*）	差額
(1) 投資有価証券 その他有価証券	7,189,780	7,189,780	—
(2) 長期借入金 （1年内返済予定分を含む）	(1,337,923)	(1,311,497)	(△26,425)
(3) デリバティブ取引	(5,694)	(5,694)	—

（*）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注1）市場価格のない株式

（単位：千円）

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	261,017
関係会社株式	298,567

（注2）連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資

時価算定会計基準適用指針第24-16項の取扱いを適用しており、連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については記載を省略しております。当該出資の連結貸借対照表計上額は以下のとおりです。

（単位：千円）

区分	連結貸借対照表計上額
投資事業組合への出資金	93,753

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	7,189,780	—	—	7,189,780
資産計	7,189,780	—	—	7,189,780
デリバティブ取引				
通貨関連	—	5,694	—	5,694
負債計	—	5,694	—	5,694

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金 (1年内返済予定分を含む)	—	1,311,497	—	1,311,497
負債計	—	1,311,497	—	1,311,497

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント				調整額	連結計算書類計上額
	化成品事業	電子材料事業	機能化学品事業	計		
売上高						
日本	6,421,734	14,364,642	4,862,141	25,648,518	—	25,648,518
アジア・豪州	5,069,947	2,195,728	1,198,895	8,464,571	—	8,464,571
米州	1,162,994	96,542	187,264	1,446,801	—	1,446,801
欧州	671,420	19,091	15,287	705,799	—	705,799
顧客との契約から生じる収益	13,326,097	16,676,004	6,263,589	36,265,691	—	36,265,691
その他の収益	—	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	13,326,097	16,676,004	6,263,589	36,265,691	—	36,265,691

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等) 4. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	10,905,180	11,044,616
契約資産	721,241	984,193
契約負債	45,651	42,895

契約資産は、販売契約について期末日時点で完了しているものの未請求の顧客に対する製品の納入に係る対価に対する当社の権利に関するものであります。契約資産は、当社の権利が無条件になった時点で顧客との契約で生じた債権に振り替えられます。契約負債は、主に販売契約における顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、主に収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、45,651千円であります。

また、当連結会計年度において、契約資産が262,951千円増加した主な理由は、販売契約による増加が、顧客との契約から生じた債権への振替による減少を上回ったことによるものであります。また、当連結会計年度において、契約負債が2,755千円減少した主な理由は、収益認識による減少が、前受金の受取による増加を上回ったことによるものであります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、当初に予想される顧客との契約期間が1年以内であるため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に配分した取引価格の記載を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	2,443円82銭
2. 1株当たり当期純利益	336円68銭
算定上の基礎は次のとおりであります。	
親会社株主に帰属する当期純利益	6,887,536千円
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益	6,887,536千円
普通株式の期中平均株式数	20,457,172株

(重要な後発事象に関する注記)

(重要な設備投資)

1. 設備投資の背景と目的

当社は、2025年12月19日開催の取締役会において、酒田工場（山形県飽海郡遊佐町）における新規設備建設を決定いたしました。

AIや高性能デバイスの進展により、半導体市場は今後も成長が見込まれており、微細化・高集積化に対応する材料の開発と、安定した供給体制の構築は一層重要性を増しています。

当社は、中期経営計画「Progress & Development 2030」（2024年12月～2030年11月）に基づき、中量実験室の建設や約80億円を投じた生産設備の稼働を通じて、先端半導体用材料の開発・生産体制を強化してきました。

今回の新設備計画では、さらなる生産能力の拡充と高純度化技術の向上を図り、先端半導体用材料の市場シェア拡大と事業発展を目指します。また、金沢工場・酒田工場の2拠点生産体制により、BCP（事業継続計画）を確実に実現し、安定した供給体制の構築を推進します。

2. 設備投資の概要

- ① 対象商品：半導体関連材料
- ② 所在地：当社 酒田工場（山形県飽海郡遊佐町）
- ③ 着工時期：2026年（予定）
- ④ 完成時期：2028年（予定）
- ⑤ 投資総額：約100億円

3. 当該設備が営業、生産活動に及ぼす重要な影響

本投資による新規設備は2028年完成予定であり、2026年11月期の連結業績に与える影響は軽微であります。

貸 借 対 照 表

(2025年11月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	33,049,078	流動負債	9,362,493
現金及び預金	12,814,295	買掛金	4,924,146
電子記録債権	440,890	1年内返済予定長期借入金	279,984
売掛金	9,892,250	未払金	1,669,442
契約資産	984,193	未払費用	226,057
製品	4,307,378	未払法人税等	1,861,705
仕掛品	1,879,150	契約負債	18,244
原材料及び貯蔵品	2,426,574	預り金	200,525
その他の	315,670	役員賞与引当金	31,390
貸倒引当金	△11,326	その他の	150,997
固定資産	23,609,441	固定負債	1,354,049
有形固定資産	14,885,524	長期借入金	455,054
建物	6,246,595	繰延税金負債	762,664
構築物	768,988	役員株式給付引当金	26,780
機械装置	5,061,038	資産除去債務	58,391
車両運搬具	19,426	その他の	51,159
工具器具備品	363,277	負債合計	10,716,543
土地	2,054,393	(純資産の部)	
リース資産	46,017	株主資本	42,891,857
建設仮勘定	325,787	資本金	3,600,295
無形固定資産	39,170	資本剰余金	3,481,926
のれん	3,333	資本準備金	3,477,468
特許権	12,968	その他資本剰余金	4,457
ソフトウエア	22,868	利益剰余金	41,136,181
投資その他の資産	8,684,745	利益準備金	505,995
投資有価証券	7,355,113	その他利益剰余金	40,630,185
関係会社株式	814,275	別途積立金	7,610,000
長期前払費用	13,515	繰越利益剰余金	33,020,185
前払年金費用	405,352	自己株式	△5,326,546
その他の	96,488	評価・換算差額等	3,050,118
資産合計	56,658,519	その他有価証券評価差額金	3,050,118
		純資産合計	45,941,975
		負債及び純資産合計	56,658,519

損 益 計 算 書

(2024年12月1日から)
(2025年11月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	30,968,984
売 上 原 價	21,340,239
売 上 総 利 益	9,628,744
販売費及び一般管理費	4,687,668
営 業 利 益	4,941,076
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	654,606
為 替 差 益	51,196
そ の 他	54,619
	760,422
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	3,322
自 己 株 式 取 得 費 用	2,400
投 資 事 業 組 合 運 用 損	1,213
経 常 利 益	6,936
	5,694,562
特 別 利 益	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	27,722
補 助 金 収 入	3,140,010
	3,167,732
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	2,243
税 引 前 当 期 純 利 益	2,243
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	8,860,051
法 人 税 等 調 整 額	2,382,015
当 期 純 利 益	△78,165
	2,303,849
	6,556,202

株主資本等変動計算書

(2024年12月1日から)
(2025年11月30日まで)

(単位：千円)

資本金	株主資本							
	資本剰余金			利益剰余金				
	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
当期首残高	3,600,295	3,477,468	4,544	3,482,013	505,995	7,610,000	27,894,102	36,010,098
事業年度中の変動額								
剩余金の配当	—	—	—	—	—	—	△1,430,118	△1,430,118
当期純利益	—	—	—	—	—	—	6,556,202	6,556,202
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	—
自己株式の処分	—	—	△86	△86	—	—	—	—
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	—	—	△86	△86	—	—	5,126,083	5,126,083
当期末残高	3,600,295	3,477,468	4,457	3,481,926	505,995	7,610,000	33,020,185	41,136,181

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△3,129,535	39,962,872	2,295,506	2,295,506	42,258,378
事業年度中の変動額					
剩余金の配当	—	△1,430,118	—	—	△1,430,118
当期純利益	—	6,556,202	—	—	6,556,202
自己株式の取得	△2,224,580	△2,224,580	—	—	△2,224,580
自己株式の処分	27,569	27,482	—	—	27,482
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	—	—	754,611	754,611	754,611
事業年度中の変動額合計	△2,197,011	2,928,984	754,611	754,611	3,683,596
当期末残高	△5,326,546	42,891,857	3,050,118	3,050,118	45,941,975

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定しております。）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法

3. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品

移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法。但し、1998年4月1日以降取得の建物（附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降取得の建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 6～50年

構 築 物 3～50年

機 械 装 置 8年

車両運搬具 2～6年

工具器具備品 3～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

のれん

5年間の定額法により償却しております。

特許権

8年間の定額法により償却しております。

ソフトウェア（自社利用）

定額法。なお、償却年数については、社内における利用可能期間（5年）によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支出に備えるため、支出見込額に基づき計上しております。

(3) 役員株式給付引当金

役員への当社株式の交付に備えるため、内規に基づき、当事業年度末における株式給付債務の見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、当期末における年金資産が退職給付債務を超過しているため、前払年金費用として表示しております。

(イ)退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

(ロ)数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により費用処理しております。

6. 収益及び費用の計上基準

当社は化成品、電子材料、機能化学品等の事業を展開しており、これらの製品等の販売については、契約の定めに基づき実質的な支配が顧客に移転した時点やインコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時点において、顧客が当該製品等に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、当該履行義務の充足時点で収益を認識しております。

買戻し義務のある有償支給取引により有償支給元から支給される支給品については、加工代相当額のみを純額で収益として認識しております。

なお、収益認識会計基準の適用指針第98項に定める代替的な取扱いを適用し、製品の国内販売において、出荷時から当該商品または製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類に与える影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

棚卸資産の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

当社は製品4,307,378千円、仕掛品1,879,150千円、原材料及び貯蔵品2,426,574千円を保有し、当事業年度において、棚卸資産の収益性の低下による簿価切下額の一部である長期滞留の棚卸資産評価損(洗替法による戻入額相殺後) △63,878千円が売上原価に含まれております。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表(会計上の見積りに関する注記)の(2)に記載した内容と同一であります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	40,322,246千円
-------------------	--------------

2. 関係会社に対する金銭債権債務	
短期金銭債権	988,703千円
短期金銭債務	198,582千円

3. 保証債務	
関係会社の金融機関からの借入金残高に対する保証	
神港有機化学工業株式会社	12,500千円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高の総額

営業取引による取引高の総額 (売上高)	2,506,404千円
営業取引による取引高の総額 (仕入高)	542,386千円
営業取引以外の取引による取引高の総額	492,553千円

2. 補助金収入

経済産業省へ交付申請を行った「サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金」であります。

(株主資本等変動計算書に関する注記)
自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
自己株式				
普通株式	1,283,303	800,194	10,730	2,072,767
合計	1,283,303	800,194	10,730	2,072,767

(変動事由の概要)

自己株式の増加数及び減少数の内訳は、次のとおりであります。

2025年1月24日付の取締役会決議による自己株式の増加	普通株式	800,000株
単元未満株式の買取による自己株式の増加	普通株式	194株
単元未満株式の買増請求による自己株式の減少	普通株式	30株
譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少	普通株式	3,600株
業績連動型株式報酬としての自己株式の処分による減少	普通株式	7,100株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金	3,454千円
未払事業税	100,972千円
棚卸資産評価損	478,472千円
投資有価証券評価損	47,459千円
ゴルフ会員権評価損	6,505千円
減損損失	119,145千円
資産除去債務	28,189千円
その他	74,004千円
繰延税金資産小計	858,203千円
評価性引当額	△157,422千円
繰延税金資産合計	700,781千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△1,334,934千円
前払年金費用	△127,686千円
資産除去債務	△149千円
その他	△675千円
繰延税金負債合計	△1,463,445千円
繰延税金資産（△は負債）の純額	△762,664千円

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

2. 関連会社等

種類	会社等の名称	議決権の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	光碩（上海）化工貿易有限公司	直接100.0	製品の販売 役員の兼任	当社製品の販売(注)	2,306,050	売掛金	807,089

取引条件および取引条件の決定方針等

(注) 製品の販売価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案し、交渉の上で決定しております。

(収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表と同一であります。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 2,259円00銭

2. 1株当たり当期純利益 320円48銭

算定上の基礎は次のとおりであります。

当期純利益 6,556,202千円

普通株式に係る当期純利益 6,556,202千円

普通株式の期中平均株式数 20,457,172株

(重要な後発事象に関する注記)

(重要な設備投資)

連結注記表（重要な後発事象に関する注記）に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年1月14日

大阪有機化学工業株式会社
取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 奥村孝司

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 渡邊徳栄

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、大阪有機化学工業株式会社の2024年12月1日から2025年11月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大阪有機化学工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年1月14日

大阪有機化学工業株式会社
取締役会御中

有限責任監査法人 ト－マツ

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 奥村孝司

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 渡邊徳栄

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、大阪有機化学工業株式会社の2024年12月1日から2025年11月30日までの第79期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象には、その他の記載内容は含まれておらず、当監査法人は、その他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外に、その他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年12月1日から2025年11月30日までの第79期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。

また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務遂行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年1月19日

大阪有機化学工業株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員	永	柳	宗	美	㊞
監査等委員	吉	田	恭	子	㊞
監査等委員	高	瀬	朋	子	㊞

(注) 監査等委員吉田恭子及び高瀬朋子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場 ご案内図

会 場

大阪市中央区南船場四丁目3番2号 ゼント心斎橋ビル3階
TKPガーデンシティPREMIUM心斎橋
「バンケット3A」



- 地下鉄御堂筋線
- 長堀鶴見緑地線

心斎橋駅

3号出口 徒歩約2分

お車でのご来場はご遠慮
くださいますようお願い
いたします。

車椅子のサポート、座席やお手洗いへの誘導等が必要な場合には、運営スタッフにお気軽にお声がけください。



大阪有機化学工業株式会社
OSAKA ORGANIC CHEMICAL INDUSTRY LTD.



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォン
トを採用しています。